

# 茨木市国際親善都市協会会則

(名称と事務所)

第1条 この協会は、茨木市国際親善都市協会(以下「協会」といいます。)と称し、事務所は、茨木市役所内に置きます。

(目的)

第2条 この協会は、茨木市と姉妹並びに友好都市及びその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上につとめ、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかり、市民福祉の向上と世界平和に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 この協会は、その目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 都市相互間の経済、工業、農業、科学技術、文化、教育、福祉、スポーツ、観光、都市建設等の交流
- (2) 都市相互間の青少年及び市民団体等の人的交流
- (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この協会の会員は、本会の目的に賛同する個人会員、団体会員及び法人会員をもって構成します。

(役員)

第5条 この協会に、次の役員を置きます。

会 長	1 人
副 会 長	若干名
会 計	1 人
理 事	40 人以内
監 事	2 人

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、理事会において選任します。

2 理事及び監事は、総会で会員の中から互選し、会計は、理事の互選とします。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表して会務を総理します。ただし、協会が契約する場合等で当該事務を会長が行うことを法令において禁止されているときは、会長が指名する者が協会を代表して当該事務を行うものとします。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。

3 理事は、会長の諮問に応じ会務を審議します。

4 監事は、協会の経理及び会務を監査します。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とします。ただし再任を妨げません。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とします。

(名誉顧問及び顧問)

第9条 この協会に、名誉顧問及顧問を置くことができます。

2 名誉顧問は、会長が推薦し、理事会において承認された人とします。

3 顧問は、茨木市長、茨木市議会議長、茨木市議会副議長、茨木市選出の国会議員並びに府議会議員、茨木市教育長及び茨木市農業委員会会長とします。

4 顧問は、会長の諮問に応じ協会の運営について意見を述べることができます。

(事務局)

第10条 この協会の事務局は、茨木市役所市民文化部に置き、協会の事務を処理します。

(委員会の設置等)

第11条 協会に交流委員会を置きます。

2 その他、必要に応じ活動組織を置きます。

(委員会の委員)

第12条 交流委員会の委員は、会長が指名し、理事会に報告します。

2 交流委員会に、委員長及び副委員長を置きます。

3 委員長及び副委員長は、会長及び副会長が務めます。

4 委員長は、委員会を代表して会務を掌理します。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行します。

(委員会の業務)

第13条 交流委員会の業務は、次のとおりとします。

(1) 姉妹都市並びに友好都市及びその他の都市に関する交流事業の企画・立案及び実施に関すること。

(2) その他協会の事業目的を達成するために必要な企画・立案に関すること。

(会議)

第14条 この協会の会議は、次のとおりとします。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 交流委員会

(総会)

第15条 総会は、年1回、臨時総会は、必要に応じて会長が招集します。

2 総会の議長は、出席会員のうちから選出します。

3 総会に付議する事項は次のとおりとします。

(1) 理事及び監事の選出

(2) 委員会の設置

(3) 決算及び予算の承認

(4) 事業報告及び事業計画の承認

(5) 会則の変更

(6) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集します。

2 理事会の議長は、会長があたります。

(委員会)

第17条 交流委員会は、必要に応じ委員長が招集します。

2 交流委員会の議長は、委員長があたります。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決します。

(経理)

第19条 この協会の運営に必要な経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てます。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(会費)

第20条 この協会の会員は、次の会費(年額)を納入します。

個人会員(一般) 2,000円

(学生) 1,000円

団体会員・法人会員 1口 5,000円

2 納入された会費は、返還しません。

3 2年以上にわたって会費を滞納した会員は、会員の資格を失うものとします。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、この協会の運営について必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この会則は、昭和55年(1980年)10月2日から施行します。

附 則

この会則は、昭和57年(1982年)5月17日から施行し、昭和57年(1982年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、昭和61年(1986年)5月17日から施行し、昭和61年(1986年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、平成4年(1992年)5月16日から施行し、平成4年(1992年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、平成6年(1994年)5月14日から施行し、平成6年(1994年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、平成9年(1997年)5月10日から施行し、平成9年(1997年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、平成13年(2001年)5月12日から施行し、平成13年(2001年)4月1日から適用します。

附 則

この会則は、平成14年(2002年)5月11日から施行し、平成14年(2002年)4月1日から適用

用します。

附 則

この会則は、平成 18 年(2006 年)5 月 13 日から施行し、平成 18 年(2006 年)4 月 1 日から適用します。

附 則

この会則は、平成 19 年(2007 年)5 月 12 日から施行し、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 22 年(2010 年)5 月 8 日から施行し、平成 22 年(2010 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 25 年(2013 年)5 月 11 日から施行し、平成 25 年(2013 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 28 年(2016 年)4 月 30 日から施行し、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から適用します。